明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○警察法の一部を改正する法律（一三）　二
〔政　令〕
○警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（一四二）　二
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房四）　四
〔府　令〕
○内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府二〇）　四
○警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（同二一）　四
〔規　則〕
○刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委五）　一七
〔告　示〕
○船舶法施行細則第七条の規定により内閣総理大臣を代理する職員を指定する件の一部を改正する件（内閣府四二）　三三
○皇宮警察本部に置かれる護衛署の名称、位置および管轄区域の一部を改正する件（国家公安委一六）　三三
○警察庁の保有する行政文書の開示に係る権限及び事務を委任する件及び警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件の一部を改正する件（警察庁一）　三四

本号で公布された法令のあらまし

◇警察法の一部を改正する法律（法律第一三号）

（警察庁）

1　警察庁の組織に関する規定の整備

㈠　警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定めることとした。（第一九条及び第二四条関係）

㈡　中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとした。（第三〇条及び第三一条の二関係）

㈢　警察庁長官房の所掌事務の変更その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　この法律は、平成三一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一四二号）（警察庁）

一　警察法施行令の一部改正関係

1　四国警察支局長を警察官をもって充てる職に追加することとした。（第一条の二関係）

2　千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二五項及び第二七項関係）

二　警察庁組織令の一部改正関係

1　長官官房に新たに公文書監理官一人及び企画課を置き、その所掌事務を定めるとともに、長官官房総務課の所掌事務を改めることとした。（第二条の二、第七条～第九条関係）

2　長官官房会計課の所掌事務を改めることとした。（第一一条関係）

3　長官官房国際課を廃止することとした。

4　生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改めるとともに、同局地域課を廃止することとした。（第一四条～第一六条関係）

5　警備局警備企画課の所掌事務を改めるとともに、同局警備課を廃止することとした。（第三六条第一項及び第三七条関係）

6　警備局警備運用部に新たに警備第一課及び警備第二課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第三六条第三項、第四一条及び第四二条関係）

7　情報通信局情報管理課の所掌事務を改めることとした。（第四五条関係）

8　中国四国管区警察局に四国警察支局を置くこととした。（第四九条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。